

令和7年度青森市障害者短期職場実習事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の短期職場実習事業を行う事業者に対して予算の範囲内で助成金を交付することで、障害者雇用に対する理解を深めるとともに、障害者の雇用の場を拡大し、もって法定雇用率の達成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 身体障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する身体障害者をいう。
- (2) 重度身体障害者 法第2条第3号に規定する重度身体障害者をいう。
- (3) 知的障害者 法第2条第4号に規定する知的障害者をいう。
- (4) 重度知的障害者 法第2条第5号に規定する重度知的障害者をいう。
- (5) 精神障害者 法第2条第6号に規定する精神障害者をいう。
- (6) 障害者 前各号に掲げる者であって65歳未満のものをいう。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、市内に所在する事業所が障害者に対し行う3日以上10日以内（事業所の休業日を除く。）の期間において、1日当たりの実習時間が3時間以上8時間以内の職場実習を行う事業（以下「障害者短期職場実習事業」という。）とする。

(交付対象及び助成金の額)

第4条 助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象者」という。）及び助成金の額は、別表に定めるところとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者は、令和7年度青森市障害者短期職場実習事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、市長に申請しなければならない。

- (1) 青森市障害者短期職場実習計画書（様式第2号）
- (2) 事業所の市税に係る納税証明書又は市税の納付状況の確認に係る同意書
- (3) 障害者短期職場実習事業又は障害者雇用事業の対象となる障害者が交付を受けている次の各号のいずれかに該当する書類（以下「障害者手帳」という。）の写し
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳
 - イ 青森県愛護手帳（療育手帳）制度実施要綱（平成21年3月24日施行）第2条に規定する愛護手帳
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳

(4) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の交付申請は、第3条各号に規定する事業を行おうとする日の10日前までに行うものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、助成金を交付することに決定した場合にあっては、令和7年度青森市障害者短期職場実習事業助成金交付決定通知書（様式第3号）により、助成金を交付しないことに決定した場合にあっては令和7年度青森市障害者短期職場実習事業助成金不交付決定通知書（様式第4号）にその理由を付して、当該申請者に対し通知するものとする。

(実績報告)

第7条 助成金の交付の決定の通知を受けた事業者（以下「助成事業者」という。）は、事業完了後15日以内に、令和7年度青森市障害者短期職場実習実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 障害者短期職場実習の実施状況が分かる出勤簿、実習日誌等の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第8条 市長は、前条の報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、令和7年度青森市障害者短期職場実習事業助成金交付額確定通知書（様式第6号）により、当該助成事業者に対し通知するものとする。

(変更申請等)

第9条 助成事業者は、第5条に規定する申請書及び事業計画書に記載された事業の内容を変更しようとするときは、令和7年度青森市障害者短期職場実習事業助成金変更承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第6条第2項の規定は、前項の場合において準用する。

(交付時期)

第10条 助成金は、前条の規定により額を確定した後に、助成事業者からの請求により交付するものとする。

(障害者短期職場実習中の事故)

第11条 障害者短期職場実習の期間中における事故については、市は一切責任を負わないものとする。

(障害者の身分)

第12条 障害者短期職場実習の期間中、障害者と実習事業所との間には、雇用関係は一切生じないものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表（第4条関係）

事業	助成対象者	助成金の額
障害者短期職場 実習事業	次の各号のいずれかに該当する者 （１） 障害者を現に雇用していない事業者であつて、次に掲げる要件を満たす事業者 ア 雇用保険の適用事業所であること。 イ 障害者雇用を理解があり、積極的に取り組もうとしていること。 ウ 市税に未納の額がないこと。 （２） 障害者を現に雇用しているが、法定雇用率を達成していない事業者であつて、次に掲げる要件を満たす事業者 ア 雇用保険の適用事業所であること。 イ 障害者雇用を理解があり、積極的に取り組もうとしていること。 ウ 市税に未納の額がないこと。	（１）にあつては、障害者１人につき日額５，０００円、（２）にあつては、障害者１人につき日額３，０００円とする。ただし、１事業者につき３人を限度とする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

令和 7 年度青森市障害者短期職場実習事業助成金交付申請書

年 月 日

青森市長 様

事業所名

代表者名

※

所在地

※本人（代表者）が手書き（自署）しない場合は、記名押印してください。

令和 7 年度青森市障害者短期職場実習事業助成金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

主たる業種	
従業員数 (月 日現在)	名
障害者をすでに雇用している 場合、その人数と種別	名（種別： ）

関係書類

- (1) 青森市障害者短期職場実習計画書（様式第 2 号）
- (2) 事業所の市税に係る納税証明書又は市税の納付状況の確認に係る同意書
- (3) 障害者手帳の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

青森市障害者短期職場実習計画書

1 障害者短期職場実習予定内容

実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (実施実日数 日間)
職務内容	
1日当たりの実施時間	
指導体制	

2 実習実施予定障害者

氏 名	住所	障害の種別	障害の程度	備考

上記のとおり、障害者短期職場実習を実施します。

年 月 日

事業所名

代表者名

※

※本人（代表者）が手書き（自署）しない場合は、記名押印してください。

令和7年度青森市障害者短期職場実習事業助成金交付決定通知書

様

青 森 市 長

年 月 日付けで申請のあった助成金について、下記のとおり助成金の交付を決定しましたので、令和7年度青森市障害者短期職場実習事業助成金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

実 習 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日（ 日間）
対 象 労 働 者	住 所	
	氏 名	
	種 別	
交 付 の 方 法		指定口座への振込み
交付決定額		円
そ の 他		助成金の対象となる受入人数は、1事業者につき3人を限度とします。

様式第4号（第6条関係）

青市指令経政第 号
年 月 日

令和7年度青森市障害者短期職場実習事業助成金不交付決定通知書

様

青森市長

年 月 日付けで申請のあった助成金について、下記の理由により交付しないことに決定したので、
令和7年度青森市障害者短期職場実習事業助成金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

理 由

令和7年度青森市障害者短期職場実習実績報告書

年 月 日

事業所名

代表者名

※

所在地

※本人（代表者）が手書き（自署）しない場合は、記名押印してください。

1 実習事業所

事業所名	
代表者名	

2 実習対象者

氏 名	障害の区分	障害の程度	職種

3 障害者短期職場実習実施状況

（1）実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日 （実施実日数： 日間）

（2）実施内容

--

（3）実施しての感想

--

(4) 課題

--

4 今後の障害者の雇用予定

--

関係書類

- (1) 障害者短期職場実習の実施状況が分かる出勤簿、実習日誌等の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

青市指令経政第 号
年 月 日

令和7年度青森市障害者短期職場実習事業助成金交付額確定通知書

様

青 森 市 長

年 月 日付けで実績報告のあった標記助成金について、次のとおり助成金の交付額を確定しましたので、令和7年度青森市障害者短期職場実習事業助成金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

交 付 確 定 額		円
実 期 間 習		年 月 日 ～ 年 月 日（ 日間）
対 象 労 働 者	住 所	
	氏 名	
	種 別	
交 付 の 方 法		指定口座への振込み
そ の 他		助成金の対象となる受入人数は、1事業者につき3人を限度とします。

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

青森市長 様

事業所名

代表者名

※

所在地

※本人（代表者）が手書き（自署）しない場合は、記名押印してください。

令和7年度青森市障害者短期職場実習事業助成金変更承認申請書

年 月 日付け青市指令 第 号で交付決定の通知を受けた令和7年度青森市障害者短期職場実習事業助成金について、下記のとおり変更したいので、令和7年度青森市障害者短期職場実習事業助成金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更理由

2 助成金交付変更申請額

交付決定額	円
交付申請額 (変更後)	円

3 変更事項

変 更 前	
変 更 後	

関係書類（変更に係る書類のみ提出すること。）

- （1） 青森市障害短期職場実習計画書（様式第2号）
- （2） その他市長が必要と認める書類